

第71回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1998年12月15日（火）10:30～11:45

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員

（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 板田政策課長、深瀬、北郷、粕谷

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

資源エネルギー庁

原子力発電安全企画審査課

木本統括安全審査官、小山

文部省学術国際局研究機関課 丸山

吉鋪専門委員

4. 議 題

（1）原子力損害賠償制度の見直しについて

（2）中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（5号原子炉の増設）について（答申）

（3）省庁再編後における原子力委員会の在り方について

（4）その他

5. 配布資料

資料1 原子力損害賠償制度の見直しについて

資料2-1 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（5号原子炉の増設）について（答申）（案）

資料2-2 中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請（5号原子炉の増設）の概要について

資料3 省庁再編後における原子力委員会の在り方について（案）

資料4 第70回原子力委員会臨時会議議事録（案）

6. 審議事項

（1）中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（5号原子炉の増設）について（答申）

標記の件について、通商産業省より資料2-2に基づき説明があった。

これに対し、

・浜岡には、さらに増設する余地はあるのか。

(通産省)敷地の図を見てもらうとわかるように、空いている陸側の土地は主に山林である。また、線量目標値は発電所全体で計算されるが、評価上今回の変更で目標値50 μ Svに近い値になっている。

- ・発電規模138万kwは国内で一番大きいのか。
- ・発電規模は徐々に大きくなっており、この発電規模は世界最大級。
- ・技術的には、全て国産なのか。
- ・一部において、GEの技術が入っているが、現在では、GE支援的な要素が大きい。
- ・ABWRにおいて、初装荷燃料として9×9燃料棒を用いるケースは、初めてか。

(通産省)初めてである。

等の質疑応答の後、平成10年2月25日付け平成09-04-15資第6号(平成10年11月10日付け平成09-04-15資第6号をもって一部補正)をもって通商産業省より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

(2) 原子力損害賠償制度の見直しについて

標記の件について、

- ・今回の改正で、日本の原子力損害賠償制度としては十分である。しかし、委員会見解(案)の3.の「中長期的課題」とある中には、韓国、中国等への対応が含まれる。韓国の制度は不十分であり、中国は制度自体存在しないので、これら二国には制度の整備に向けて働き掛けるとともに、ウィーン条約に入ることを勧める必要がある。また、この観点から日本もウィーン条約に入るよう検討が必要。

等の委員の意見があり、本件については資料1の通り決定した。

(3) 省庁再編後における原子力委員会の在り方について

標記の件について、事務局より資料3の朗読があった。これに対し、

- ・行革で原子力委員会は、従来の機能を引き継ぐとしているが、昭和30年に期待されていたものと、現在期待されているものとは異なる。原子力はエネルギーのみならず、レーザーや加速器のような新たな科学技術や環境、核不拡散など広がりを見せている。資料3の(1)(2)の機能は、本来の原子力委員会の機能であり、内閣府でより一層強化されるが、(3)(4)については、従来のキャッチアップ型から日本の開発理念が求められるようになってきているので、評価や国民の合意形成が必要になってきている。
- ・公開の場で、このような議論を行うことは政策決定の透明性を高める意味で有効。場所の制限はあっても、より多くの方が公開での議論を聞けるように柔軟な配慮が必要。そもそも原子力委員会が何のための機関かが

知られていない。「見える原子力」「逃げない原子力」を心がけ、国民の関心を高め、外に出ていく姿勢が重要である。形骸化との批判に対し過去を反省して今後の運営を改善していくことが重要。

- ・原子力委員会における決定が執行面に活かされるよう気を配る必要がある。原子力委員会が内閣府に移っても機能を果たしていくためには、十分な体制の事務局が必要であり、扱う分野が広がるとその専門の人材が必要である。今度の事務局には、しっかりした事務局長とともに、教育科学技術省、経済産業省、外務省、労働福祉省、農林水産省等から人を確保する必要がある。
- ・矢内原原則の見直しについては、どの様なプロセスを取っていけばよいのか委員会としても考えていきたい。
- ・「行動する原子力」という考え方が重要。原子力はエネルギーとして特殊なものではなくなっており、社会的な意味が変わってきている。各省にはそれぞれ利害関係があるが、原子力委員会はそれを越えたものであり、独立性を持って、国政レベルで原子力のあり方を追求していくことが必要。また、研究開発等の現場を把握することが重要であり、その中から矢内原原則を見直すことになる。また、地方自治体と原子力関係者との齟齬が拡がっている。これまでの原子力行政に対する原子力立地住民等の不満、安全と安心のギャップ、その他国民の意識を喚び上げていくことが必要。今回の行革の中で、原子力の正しい評価と位置づけを明確にさせていかなければいけない。その後に行動が大事。この資料は必要条件であり、具体性を持たせる十分条件が必要であり、今後検討していくことが必要。
- ・原子力委員会の独立性と同時に、開発と規制のバランスを取っていくことが必要。
- ・将来的にアジアは、原子力に頼らざるを得ない。平和利用の機構、制度を確立する必要がある。
- ・行動し、顔の見える原子力委員会にしていかなければならない。
- ・行政改革に係る議論は、今後も続けていきたい。

等の委員の意見があり、本件については、委員会の見解として取りまとめられた。

(4) 議事録の確認

事務局作成の資料4第70回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

なお、事務局より、次回は12月18日(金)に臨時会議を10:30から開催する方向で調整したい旨発言があった。